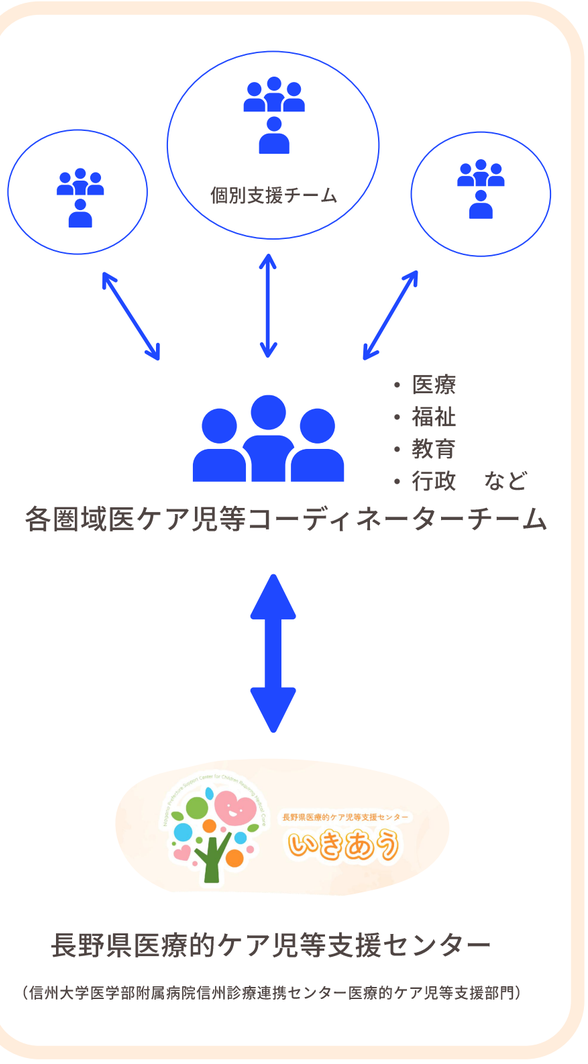
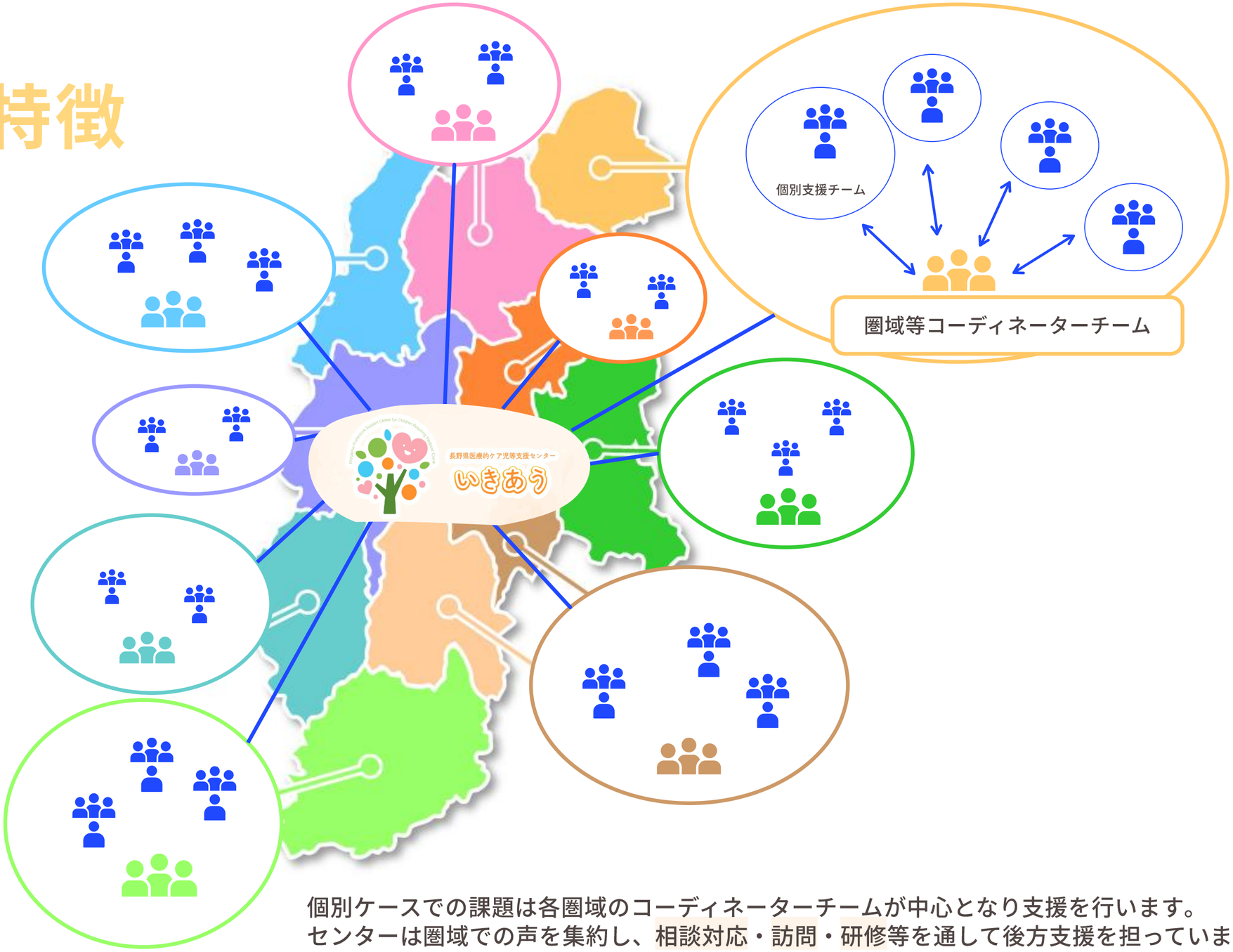
令和８年度
医療的ケア児等支援センター事業報告



長野県の特徴





個別ケースでの課題は各圏域のコーディネーターチームが中心となり支援を行います。
センターは圏域での声を集約し、相談対応・訪問・研修等を通して後方支援を担っています。

令和８年度　圏域医ケア児等コーディネーターの配置状況

【千曲・坂城地域】基幹相談支援センター長が兼務
【長野市】長野市北部・南部発達相談支援センター
【須坂市・信濃町・飯綱町・小川村】担当課が対応
【小布施町・高山村】教育委員会が対応

長野

北信

基幹・総合相談支援センター（保健師・相談支援専門員）

各市町村担当課で対応

北アルプス

児童発達支援事業所（相談支援専門員、看護師）
基幹相談支援センター（相談支援専門員）

上田

【松本市】インクルーシブセンター（保健師）
【朝日村】担当課保健師
【山形村】担当課保健師、こども家庭センター（社会福祉士）
【塩尻市・安曇野市】担当課保健師が兼務
【麻績村】主任相談支援専門員

松本

佐久

圏域広域連合相談支援センター（看護師）

諏訪

基幹相談支援センター（主任相談支援専門員が兼務）

木曽

基幹相談支援センターに兼務の担当者
コンダクターチームによる地域課題への取組み

上伊那

各市町村の担当課保健師が対応
辰野町：こども家庭センター（保健師）

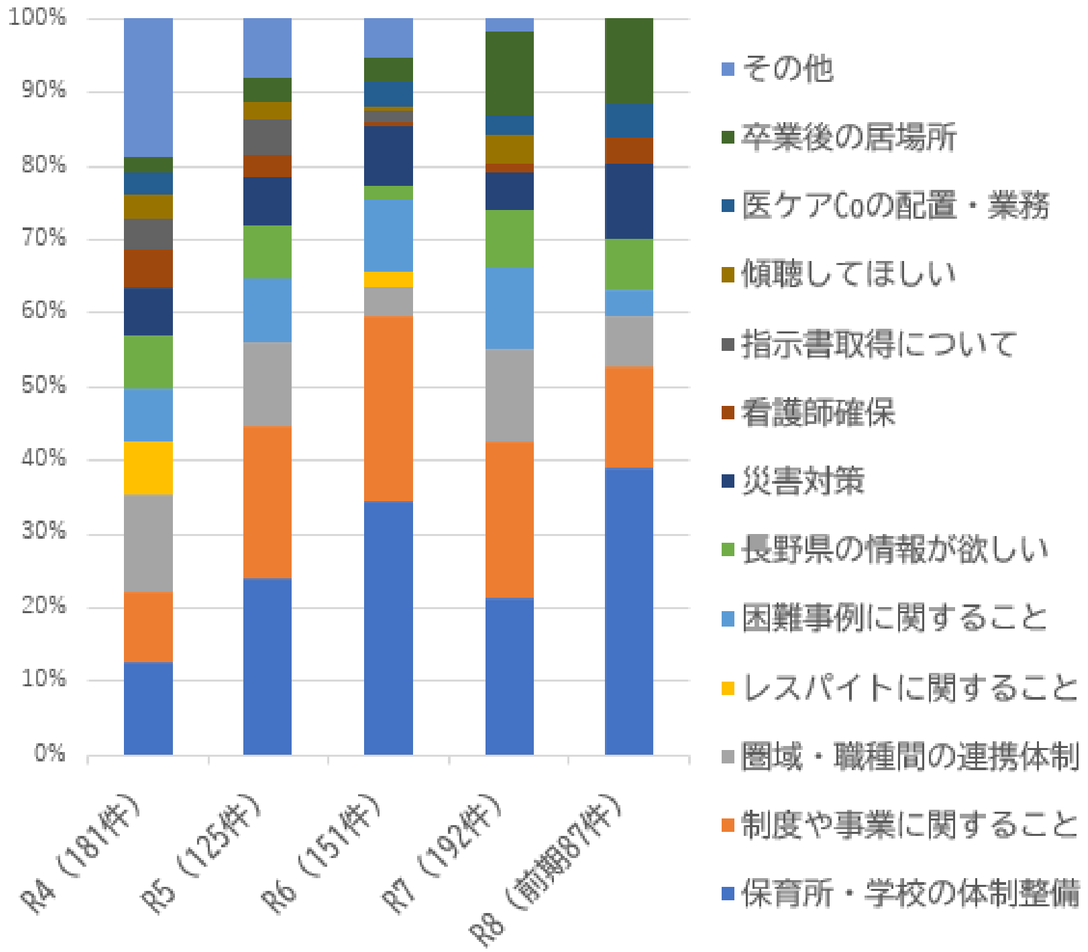
こども発達センター
（相談支援専門員、看護師）

南信州

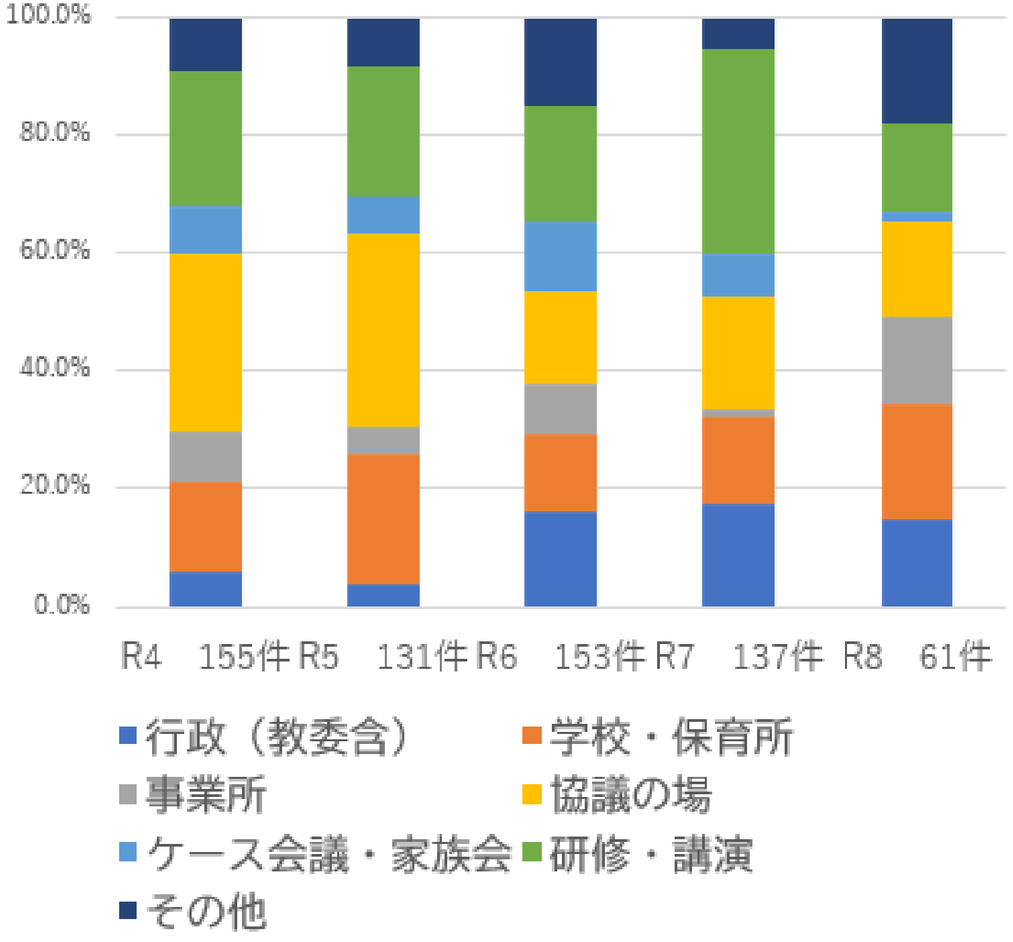
※色付きはオフィシャルに配置

センターの取り組み　①相談対応、②アウトリーチ（訪問支援）

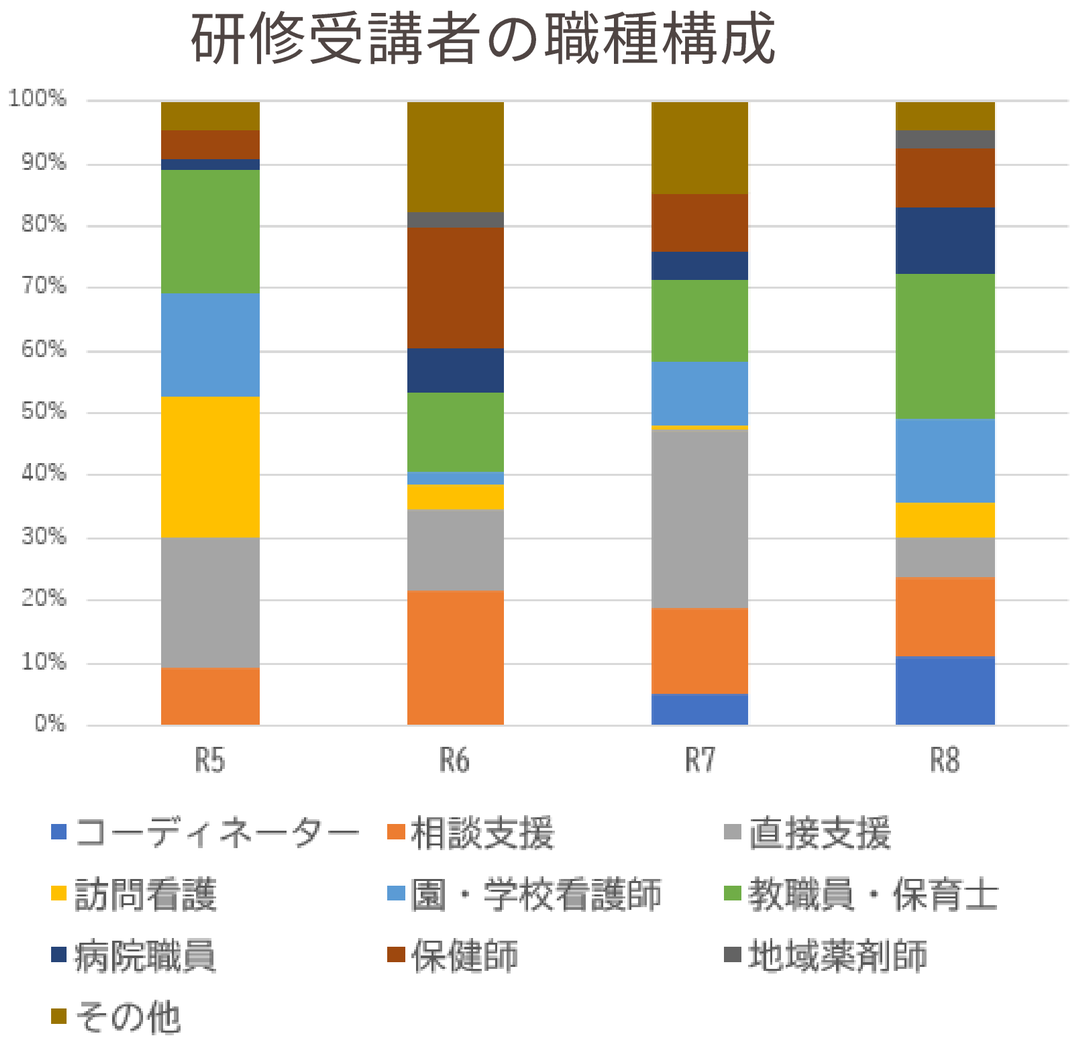
相談対応の状況



アウトリーチ（訪問支援）の状況



センターの取り組み　③人材育成



今年度の研修・人材育成

- ◆ 医療的ケア児等支援人材育成研修
- ◆ 医療的ケア児等コーディネーター育成研修
- ◆ 小児の糖尿病を知る研修会
- ◆ 食と栄養について語る集い
- ◆ 災害対策研修会（県社協との協働）
- ◆ 事業所等での緊急対応シミュレーション研修

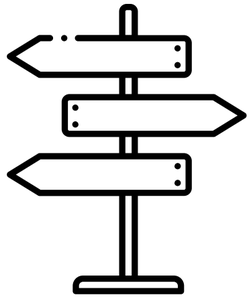
「多職種連携」の進化

活動を通して見えてきた課題



保育・学校

地域で育ち、学ぶ機会が広がる中、受入れや連携を支える体制づくりが求められている



成人移行期を見据えた支援

将来の暮らしを見据え、住まい・活動・健康を支える選択肢を広げていく必要がある



社会的養護

支援が届きにくい子どもや家族への切れ目のない支援体制が求められている

保育・学校現場における支援体制の充実



保育現場での課題

- 預かりニーズと発達支援ニーズのバランス
- 受入れ判断・支援体制の地域差
- 「療育」と「保育」の役割・強みの共有

- 医療的ケアに関する啓発・情報提供
- 緊急時対応シミュレーション研修
- 併行通園の推進

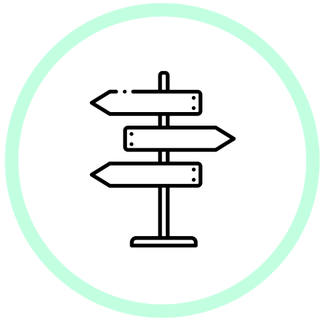
学校現場での課題

- 教員と看護師の専門性の相互理解
- 看護と教育の目標共有
- 緊急時対応を含めたチーム体制の構築

- 学校看護職員研修
- 緊急時対応シミュレーション研修
- 看護と教育をつなぐ支援（看護記録等）

子どもの育ちと学びを中心に据えた支援体制づくりと多職種連携が重要

成人移行期を見据えた支援



住まい　・・・　遠い医療型入所施設よりも、住み慣れた「わがまち」で暮らしたい

- 共生型サービスによる継続的・全人的支援
- 看護小規模多機能居宅介護
- 住宅型有料老人ホーム　等

医療的ケアへの理解と
福祉現場での医療安全の確保

活動・社会参加　・・・　生活介護事業所しかない？

- 医療型特定短期入所・福祉強化型特定短期入所の活用
- 就労継続支援B型事業所での就労
- 図書館・博物館・美術館等での生涯学習や社会参加

制度を知り、活用する
心のバリアフリーの推進

健康管理　・・・　「移行期医療」は病院間連携だけでは作れない

- 地域生活の中の医療
- 栄養管理
- 地域リハビリテーション

急変の予兆を見抜き
生活の中で健康管理を続ける

地域の支援資源を開拓し、選択肢を広げることが本人の意思形成・意思決定支援につながる

社会的養護を必要とする医療的ケア児



見えてきた課題

- NICU・GCUから退院先の調整が困難なケースがある
- 乳児院では医療的ケア、障害児入所施設では「動ける医療的ケア児」への対応が課題
- 看護師配置や訪問看護等を活用した医療的ケア支援体制の構築
- 医療的ケアと養育支援の両面から支える体制づくりが必要

支援の視点

- 「医療的ケア児だから大変」と一括りにしない
- 医療的ケアの課題と養育支援の課題を整理して捉える
- 子育て支援は「負担軽減」のためだけではない
- 子どもの成長を共に見出し、喜びや夢を共有できる支援を目指す

子育て支援を「負担軽減」だけで捉えず、子どもの成長や家族の希望を支える視点が大切

医療的ケア児支援法の改正

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律　概要

（改正後の題名：医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律）

〔該当条項〕

背　景

令和３年に制定された本法律により、医療的ケア児が保育園や学校へ通いやすくなるなど、１８歳未満の児童に対する必要な支援は徐々に整ってきている。一方で、①医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大（同様の支援を必要とする重症心身障害者についても支援対象とする）、②レスパイト・就労支援等の支援施策の充実、③医療的ケア児支援センターの強化など、この間に明らかになった新たな課題に対応するための法改正が必要とされた。

基本理念の充実

○　基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むこと〔３条１項〕
○　１８歳に達した後等も、切れ目なく適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら、希望する地域において日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること〔３条３項〕

支援対象の拡大・支援施策の充実等

１　医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大

○　医療的ケア児等（右記②・③の者）
○　重症心身障害者

を支援対象に追加〔２条３項・４項〕

【医療的ケア児等】
①　医療的ケア児
②　①であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの
③　日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者

【重症心身障害者】重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（そのうち児童である者は重症心身障害児）

２　支援施策の充実

【保育・教育等】①喀痰（かくたん）吸引等を行うことができる介護従事者の配置〔９条２項・３項、10 条2項〕、②社会的養護体制の拡充〔９条の２〕、③生涯学習の推進〔10 条３項〕
【生活・就労等】①日常生活支援（レスパイト・通学支援等）〔11 条〕、②切れ目ない医療の提供〔11 条の２〕、③就労支援〔11 条の３〕、④住居の確保〔11 条の４〕、⑤ピアサポート〔12 条２項〕
【人材確保等】①支援に係る研修の実施方法の見直し〔20 条〕②医療的ケアの提供の在り方の見直し〔20 条の２〕

３　医療的ケア児等支援センターの強化等〔14 条〕

①　都道府県知事に加え、指定都市、中核市その他の政令で定める市、特別区の長も設置可
②　進行性の疾病を有する者等についても相談支援の対象
③　災害時への備え・対応

そのほか、「医療的ケア児等支援地域協議会」の新設（協議会の協議結果について尊重義務）〔18 条の２〕

【その他】支援に関して講じた施策に係る公表等（国・地方公共団体）〔８条の２〕、地域格差の是正のための検証等〔22 条〕

【施行】令和９年４月１日　**【見直し】**この法律の施行後３年

①支援**対象の拡大**

成人期・重症心身障害者も支援対象に

18歳以降の支援

②支援**施策の充実**

ライフステージに応じた
切れ目のない支援の推進

移行期医療・難病支援との連携や役割整理

③支援**体制の強化**

支援センターや関係機関の連携を強化

災害への備え・対応

制度による支えと地域の支えをつなぐ

制度による支え

（医療・福祉・教育・行政）

Integrated care



地域の支え

（友人・ご近所さん・地域活動）

Community based care

制度による支援と、地域の支えを**つなぐ・支える・広げる**

医療的ケア児等コーディネーター／センター